第4章 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

第1節 世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用

1 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、 優れた自然景観を有する自然公園として、十和田八幡平 国立公園や三陸復興国立公園、下北半島国定公園、津軽 国定公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の7か 所が指定されています。

また、青森県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域、白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域及び愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、5つの国 指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保 護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成4年7月に県立自然ふれあいセンターが開館して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境の素晴らしさが評価されました。

国(環境省)は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センター西目屋館を平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設する形で情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発を推進しているところです。

令和5年度には、白神山地が世界遺産登録から30年目を迎え、記念事業を始めとする啓発活動などにより、白神山地の価値と魅力や地域文化などを広く紹介しました。

2 自然保護の基本方針

自然は、本来自らの損傷を復元し、浄化する能力を持っていますが、その限度を超えた破壊や汚染が進むと、自然の微妙な仕組みと調和は至るところで破られ、自然から受ける有形無形の恩恵が失われることになります。

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、 優れた自然の景勝地は、自然公園や自然環境保全地域等 として、また、主要な鳥獣類の生息地及び渡来地は鳥獣 保護区等として、保護・保全区域の指定をしてきたとこ ろです。

今後とも世界遺産である白神山地等の優れた自然の保護施策を進めていくこととしています。

3 自然環境の保全対策

(1) 自然環境保全地域等

① 国自然環境保全地域の指定

白神山地は、面的な広がりをもつブナ天然林として優れた自然状態を保っていることから、平成4年7月10日、国の自然環境保全地域に指定されました。 指定面積は、14,043ha(青森県側9,707ha、秋田

県側4,336ha) となっています。 ② 県自然環境保全地域等の指定

青森県自然環境保全条例に基づき、優れた自然環境を保全することが特に必要な地域を県自然環境保全地域、また、県自然環境保全地域に準ずる良好な自然環境を有している地域等で、地域の開発を規制することにより自然環境の保全に努めるべき地域を県開発規制地域、さらに市街地又は集落地等において保全すべき緑地を県緑地保全地域として指定することとしています。令和5年度末におけるこれらの

指定地域は、県自然環境保全地域が9地域、県開発 規制地域が4地域、県緑地保全地域が10地域となっ ています(資料編表34)。

③ 地域内の保全措置等

地域内の巡回、標識等の設置を行うとともに、白神山地世界遺産地域に白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、また、然ケ岳県自然環境保全地域など9地域に自然保護指導員を各1名配置して、当該地域の保全に努めています。

(2) 自然公園

① 自然公園の現況

本県は雄大な火山等からなる八甲田山岳地帯、変 化に富む海岸地形の連なる種差海岸、西海岸及び下 北半島西海岸地帯、そして複式カルデラ湖として全 国的に有名な十和田湖等多種多様なすぐれた自然美 を豊富に有し、全国的にも自然景観に恵まれた地域 です。

表2-4-1 自然公園の概況

(令和6年3月31日現在)

							保 護 規	見制 別		
			指定 年月日	面積	特別地域					普通
公園名			十71 日		特別保護地区	第1種	第2種	第3種	計	地域
				ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国立公園	十和田八幡	平	S11. 2. 1	38, 358	9, 903	7, 373	8, 693	8, 675	34, 644	3, 714
国工公園	三 陸 復	興	H25. 5. 24	2, 423	-	68	149	2, 156	2, 373	50
	小	計		40, 781	9, 903	7, 441	8,842	10, 831	37, 017	3, 764
	下 北 半	島	S43. 7. 22	18, 641	1, 798	2, 327	4,000	10, 284	18, 409	232
国定公園	津	軽	S50. 3. 31	25, 966	1,685	2, 459	6, 171	14, 582	24, 897	1,069
	小	計		44, 607	3, 483	4, 786	10, 171	24, 866	43, 306	1, 301
	浅 虫 夏	泊	S28. 6. 10	4, 964	-	73	157	597	827	4, 137
	大鰐碇ヶ関温泉	良郷	S28. 6. 10	6, 730	-	47	265	2,008	2, 320	4, 410
	名 久 井	岳	S31. 10. 25	1,076	-	15	41	998	1,054	22
県立	芦 野 池 沼	群	S33. 10. 14	612	-	-	351	140	491	121
自然公園	黒 石 温 泉	郷	S33. 10. 14	5, 100	-	122	83	1,440	1,645	3, 455
	岩 木 高	原	S33. 10. 14	2, 587	-	7	99	546	652	1, 935
	津 軽 白	神	S56. 7. 7	5, 341	-	715	2, 312	1,879	4, 906	435
	小	計		26, 410	-	979	3, 308	7,608	11, 895	14, 515
	計			111, 798	13, 386	13, 206	22, 321	43, 305	92, 218	19, 580

※十和田八幡平国立公園及び三陸復興国立公園の面積は、本県側の面積である。

資料:県自然保護課

自然公園の指定は、令和6年3月31日現在、国立 公園2か所、国定公園2か所及び県立自然公園7か 所が指定されています。その面積は111,798haで県 土面積の11.6%を占めています。

令和6年3月31日現在における自然公園の概況は、表2-4-1のとおりです。

② 自然公園の管理及び保護

ア 公園の管理等体制

国立公園の管理のために、環境省は東北地方環

境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所(十和 田湖畔休屋地区)及び三陸復興国立公園管理事務 所八戸管理官事務所(八戸市)を設置しています。

県は、むつ市、鰺ヶ沢町にそれぞれ自然保護課 駐在員を配置して下北半島、津軽国定公園、各県 立自然公園の管理を行っています。

また、環境省は自然公園を保護し、利用の適正 化を図るため自然公園指導員の制度を設けてお り、本県には45名が配置されています。

イ 公園内の行為規制

自然公園関係法規により、自然公園の景観を保護するため自然公園内にその保護の必要性に応じて特別地域及び特別保護地区を指定しており、この地域及び地区内における工作物の新築、土石の採取等の風致景観を損なうおそれのある一定の行為には許可を要するほか、普通地域においても届出が必要となっています。令和5年度の許可等の処理件数は154件です(資料編表30)。

ウ 公園内の美化対策

国立公園内の主要利用地域において利用者が投棄するごみの処理対策として、一般社団法人十和 田湖国立公園協会に委託して清掃事業を実施しま した(資料編表31)。

国定公園については、関係市町村に委託して清 掃事業を実施しました(資料編表31)。

エ 公園内の保護対策 高山植物の保護を図るために、盗掘防止合同パ

トロールを実施しました。
③ 自然公園の公園計画の見直し

自然公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に 対応するため、自然保護の強化を基調として公園計 画の見直しを進めています。

(3) 自然保護の啓発

① 啓発の基本方針

本県には美しい自然が豊かに現存していますが破壊された自然の復元は極めて困難とされています。

このため、県民の自然保護意識の高揚を図ることによって、自然の破壊を防止することは重要な意味を持っています。

昭和50年7月に告示した青森県自然環境保全基本 方針は、「自然環境の保全について、県民の関心を 高め、理解を深め、自然に対する愛情と公徳心の育 成を図るため」として、次の方策を掲げています。

- ア 自然に親しむ県民運動の展開
- イ 県民の森、野鳥の森、自然探勝道等の利用の促進
- ウ 自然保護団体の育成指導
- エ 各種広報媒体による趣旨の徹底

県は、この基本方針に基づき毎年諸行事を開催してきたところですが、広く県民に呼びかけ、各方面から多数の人々が参加できるよう配慮して実施することとしています。

② 自然保護啓発拠点施設

ア 白神山地ビジターセンター

a 施設の概要

設置場所:中津軽郡西目屋村大字田代字神田61

主たる施設

- ・大型映像施設:世界遺産白神山地の自然を広 く映像により疑似体験してもらうもので、約 200人を収容
- ・展示施設:人と自然との共生をテーマとして、ブナを中心とした自然環境とマタギの生活文化の紹介
- ・展示林:ブナを主体とした植物により白神山 地を想起させる森林空間の創出

b 管理運営

青森県森林組合連合会(指定管理者)

c 体験による普及啓発等 白神山地ふれあい促進事業(主催行事)

- ・自然体験:白神山地のフィールドにおける自 然観察会や、自然保護の考え方を育むための 白神トレッキングの開催
- ・文化継承:白神山地の自然について、講義形式によるネイチャースクールの開催。さらに、自然素材でオリジナルの飾りなどを作って楽しむネイチャークラフトの開催
- ・情報発信等: インターネットホームページに よる白神山地の情報の発信。情報誌白神山地 ビジターセンターだよりの発行

d 利用状況

年度	H28	29	30	R元
入館者数	49, 271	55, 534	50, 623	47, 355
年度	R2	3	4	5
入館者数	21, 468	26, 588	30, 261	36, 994

(開館:平成10年10月24日)

③ 奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト

奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクトは、奥入瀬渓流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動を通して、環境保全の理解浸透を図り、奥入瀬渓流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的として、平成20年から官民一体となって展開しています。

令和5年度は10月23日(月)~10月29日(日)の連続7日間「奥入瀬自然博物館期間限定開催」と題して、渓流内でのマイカー交通規制を実施し、青橅山バイパス開通後の車のない上質な奥入瀬を一足先に来訪者に体験していただいたほか、青橅山BP開通後を見据えた、自然環境の保全と利活用の融合を

目指すための社会実験を実施しています。

また、「奥入瀬渓流エコロードフェスタ」を併催 し、マイカー交通規制に合わせ、エコツアーガイド 研修生トライアルガイド等の活動を行いました。

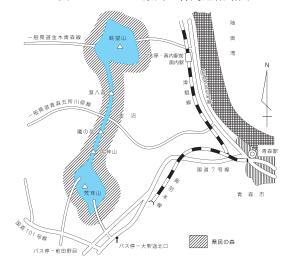
(4) 県民の森の管理等

① 県民の森創設以来の動向

青森県民の森は、昭和43年に明治百年記念事業の一環として、県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養施設として開放し、県民の資質の向上と郷土愛のかん養を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯に設定されたものです(図2-4-1)。土地所有別面積は表2-4-2のようになっており、当初から青森市浪岡大釈迦の梵珠山地区を県が、青森市内真部眺望山地区を青森森林管理署がそれぞれ管理運営しています。県が管理する梵珠山地区は、昭和48年度にビジターセンターの完成を待って県民に利用してもらうため、開放しました。

以来、現在に至るまで、山腹等崩壊箇所の修復工事や土砂流出防止対策等の安全確保に関する諸工事を実施してきたほか、登山道の整備やトイレ、あずまや、キャンプ場の設置等で利用者の利便を図ってきた結果、年間2万人以上が訪れています。また、平成4年度県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業により「県立自然ふれあいセンター」が設置され、「四季を通して自然ふれあいの機会提供による自然保護思想の普及」を目的として管理運営に当たっています。[資料:表2-4-2から表2-4-4県自然保護課]

図2-4-1 県民の森周辺概略図



資料:県自然保護課

表2-4-2 県民の森土地所有別面積

(単位: ha)

所有別	梵珠山地区	連絡地帯	眺望山地区	小計
国有林	234	237	896	1, 367
県有林	201	0	0	201
民有林	105	0	0	105
計	540	237	896	1,673

② 県民の森の概況

ア 県民の森梵珠山の自然環境

梵珠山地区は、日本海型ブナ天然林がその大半を占めており、多種多様な植物が生育するとともに、野生鳥獣の繁殖、採餌及び隠れ場となっています。

a 植 物

山腹の肥沃な土壌には、ミズナラ・ブナ林が 見られ、急峻で乾燥した尾根筋にはヒバ林が見 られます。また、沢沿いには、トチノキ・サワ グルミ林が、さらに湿地では、ミズバショウ、 エゾハンノキの群落が見られます。早春には、 ブナの林床一面に、カタクリ、キクザキイチン ソウが咲き乱れ、このほかにシロバナエンレイ ソウ、スミレサイシン、キバナアキギリ、ヒョ ウノセンカタバミ、サイハイランが確認される など、植生の多様なことを示しています。

b 鳥 類

梵珠山地区には、ベニマシコ、アトリ、ゴジュウカラ、シジュウカラ、ヒガラ、ツツドリ、カッコウ、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、アオバト、クロツグミ、アカハラ、トラツグミ、キレンジャク、ヤマドリ、アカショウビンなど多くの鳥類の生息が確認されており、この地区が安定した森林生態にあることを裏付けています。

c 哺乳類

梵珠山地区には、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドイタチ、ヤマネ、トウホクノウサギ、ニホンリスなどの森林性の獣の代表的なものが生息しており、特にニホンカモシカの生息は注目に値します。

イ 施設等の概要

主たる施設は自然ふれあいセンターを中核とした表2-4-3のとおりです。これらの施設は、「四季を通して、自然とのふれあいの機会を提供し、自然保護思想の普及を図る拠点」と位置付け、センター事業や利用者による自主的な活動に活用されています(自然ふれあいセンターの利用状況は表2-4-4のとおり)。

a 管理運営

青森県森林組合連合会(指定管理者)

- b センター事業(主催行事等)
 - ・自然体験事業:センター周辺における日曜 観察会、体験学習や自然保護意識を育むた めの自然教室等の開催
 - ・文化継承事業:動植物等の写真展、自然に 関する講演会・調査研究発表会、自然素材 を使ったクラフト教室等の開催

表2-4-3 県民の森の主要施設表

	名		称		規模等		備考
自	然ふれ	あい	セン	ター	木造平屋建	996. 4 m²	
入	山	指	導	所	木造平屋建	25. 9 m²	
東				屋	1棟、木造平屋建	12. 3 m²	
休		憩		舎	1棟、木造平屋建	37. 5 m²	
公	衆		便	所	2棟、木造	52. 0 m²	
自	然	観	察	路		6, 750m	4路線
避	難		小	屋	木造平屋建	13 m²	
駐		車		場		3, 010 m²	2か所
車				庫	木造平屋建	50 m²	
キ	ヤ	ン	プ	場	1か所		

表 2-4-4 自然ふれあいセンター利用状況

年度	H28	29	30	R元
入館者数	38, 098	38, 275	37, 141	37, 216
年度	R2	3	4	5
入館者数	22, 848	22, 878	22, 879	23, 446

(開館:平成4年7月3日)

4 世界自然遺産白神山地

(1) 白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000haに 及ぶ広大な地域を指しており、我が国有数の規模を持つブナの天然林を主とする地域です。

また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽 国定公園」が位置し、東部には「津軽白神県立自然公園」が、秋田県側の東部には「田代岳県立自然公園」が、南部には「秋田白神県立自然公園」が、そして西部には「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、 そして秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為 による影響をほとんど受けない、原生的なブナ天然林 が広範囲にわたって分布しています。

白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・自生している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成4年7月10日に14,043ha(青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha)が、国の自然環境保全地域に指定されました。

また、平成4年10月1日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島等と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成5年10月1日に16,971ha (青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha) に推薦地域面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会において、白神山地は、推薦地域面積の全部が世界遺産リストへ登録されました(図2-4-2 資料:県自然保護課)。

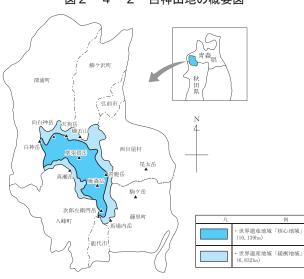


図2-4-2 白神山地の概要図

(2) 白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を 一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生 度の高いブナ林で覆われた東アジア最大級の地域とな りました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存 し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然 の生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサをはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されていますが、小型哺乳類についてはさらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類7種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。中でも、キツツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで自神山地の象徴的な存在となっています。

また、平成4年7月に新種のゴミムシが後の世界遺産地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プールとしての白神山地の価値の高さを示す一例といえ、今後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山地から発見されることが期待されています。

(3) 世界遺産(自然遺産)としての白神山地の意義

世界遺産(自然遺産)としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たすことが求められています(資料編表33)。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義があったものと考えます。

第一には、本県が豊かな自然を有しているということが、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田湖や八甲田山及び岩木山、下北半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全

体に対する評価が一層高まり、県民にとってもその価値を再発見する好機会になったものと考えます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護 意識の高揚があります。

世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、 一方においては、我々に保護に対する責任を課すこと にもなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対す る県民の関心が高まっていますが、これによって自然 を保護していくことの重要さが再認識され、自然保護 意識の高まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、 将来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研 究の促進が期待されます。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用に際して必要な研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされています。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成にとって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても、平成13年10月には秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか、平成17年10月には「第2回世界自然遺産会議」を弘前市などにおいて開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

(4) 保全対策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成6年3月に作成し、その後、白神山地の保護管理体制等の充実や白神山地への来訪者の増加等、白神山地を取り巻く状況が変化したこと等から、遺産地域及びその周辺での適切な利用と保全のあり方についての検討を行い、平成19年1月に「白神山地保全・利用基本構想」を策定しました。

また、平成25年10月にはこれまでの「白神山地世界 遺産地域管理計画」(平成7年11月に国(環境省・文 化庁・林野庁)が策定)を、国及び秋田県とともに改 定し、関係市町村、NPO等と連携しながら、現状の 自然環境及び生態系を将来にわたって保全するため、 科学的知見やモニタリング結果等を踏まえた、順応的 な管理を進めることとしています。

県でも当該計画に基づいて、次のような取組を行っています。

① 白神山地巡視活動の実施

白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、入山 者に対するマナー向上や自然保護意識の普及啓発を 図っています。

② 自然観察歩道等維持管理事業の実施

白神山地遺産地域周辺の自然観察歩道の安全性及 び利便性を確保するため、緊急度に応じて順次補修 等を行っています。

③ エコツーリズム推進事業の実施

世界遺産白神山地の保全と持続可能な利用を図るため、遺産地域周辺における自然を生かしたエコッーリズム推進のため取組を行っています。

5 温泉の保全

(1) 温泉の現況

本県の温泉は、源泉総数においては、令和4年度末で 1,087源泉、総ゆう出量は138,5590/分となっています。

なお、令和4年度末における源泉総数は全国第6位、温泉利用公衆浴場数は全国第8位、総ゆう出量は全国第4位となっており、本県は全国でも屈指の温泉県となっています。

また、総ゆう出量に占める動力泉の比率は、令和4年度末で91.2%となっており、自噴泉の比率は小さい状況です。

利用面においては、これまでの保健休養、観光的利

用に加え、最近では、公衆浴場、介護老人保健施設等と多様化してきており、年々その需要が増加しつつあります。

また、環境省は硫化水素による事故の防止や利用者の安全確保を図るために、平成29年9月に「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を改正しました。

(2) 温泉法に基づく許可状況

令和5年度の温泉法に基づく許可件数(温泉掘削・ 増掘・動力装置・利用)は、49件となっています(表 2-4-5)。

表2-4-5 温泉掘削・増掘・動力装置・利用許可件数

	年 度	H24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
掘	削	9	11	5	13	11	6	9	4	8	6	3	3
増	堀	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
動	力装置	12	13	7	8	11	5	4	9	5	4	7	5
利	用	67	100	61	60	50	21	28	48	45	24	37	41
	計	88	124	73	81	72	33	41	61	58	34	47	49

資料:県自然保護課

第2節 自然と共生する里地里山の保全と活用

1 農地の保全

農地は、私たちに食料を供給する生産の場であるとともに、動植物が生息する場や自然の恵みにふれあえる体験学習の場となっているほか、緑や水辺がつくる心やすらぐ農村景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

一方、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、遊休農地の発生や、農地が持つ様々な機能の低下が懸念されています。

このことから、農地の持つ様々な機能を維持・保全していくため、農地の利用調整を進める農地利用最適化推進委員等の活動の促進や、地域の合意形成に基づき、農地利用を含めた地域農業の将来のあり方を定める「地域計画」の策定に向けた助言・指導などを通じ、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を総合的に支援しています。

2 多面的機能の維持・発揮

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の 多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享 受しています。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等 により、地域の共同活動等によって支えられている多面 的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、平成26年度から多面的機能支払制度を活用 し、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎 的保全活動、水路・農道等の軽微な補修や植栽による景 観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質 的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を 支援しています。

地域では、次のような共同活動に取り組んでいます。

- 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽活動やため 池の外来種駆除等の農村環境保全活動
- ・水路のひび割れ補修や農道のくぼみの補修等の施設 の長寿命化のための活動

3 環境にやさしい農業の推進

近年、環境保全に対する意識が高まっている中で、農業分野においても化学合成農薬や化学肥料の低減など、より環境負荷を低減する生産方式への転換が求められています。このため、化学合成農薬や化学肥料を通常の半分以下に低減して栽培した特別栽培農産物の認証や技術開発などにも幅広く取り組み、「環境にやさしい農業」の普及を図っています。

また、「有機農業推進法」に基づく本県の推進計画と 位置付けている第3期「日本一健康な土づくり」推進プラン(令和4年3月)に基づき、健康な土づくりを基本 とした「環境にやさしい農業」の一層の拡大に取り組 んでいます。

さらに、バイオマスの利活用に向けて「第4次青森県循環型社会形成推進計画」(計画期間:令和3年度~7年度)に基づき、地産地消型の循環型社会の形成に取り組んでいるほか、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、県と市町村の共同による「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」(計画期間:令和5年度~9年度)を策定し、農林水産分野での環境負荷低減に向けて取り組みを進めています。

4 冬の農業の推進

本県において、冬期間の農業生産を進めるためには、 積雪対策に加えて、地域資源やバイオマス資源を積極的 に活用していくことが重要です。

このため、県では、冬の寒さを活用した農作物生産の 指導や省エネ設備・資材の展示会の開催のほか、耐雪型 ハウスの導入支援をしています。

こうした取組を通じて、無加温ハウスで、厳冬期にほうれんそう、こまつななどを寒さにあてることによって 栄養価を高める寒締め栽培や、温泉熱、木質バイオマス、ヒートポンプなどを活用した加温栽培によるいちご やミニトマト、アルストロメリア等の栽培が行われています。

5 農泊の推進

緑豊かな農山漁村に滞在し、自然、文化、そこに住む 人々との交流を楽しむ農泊への関心が高まっています。

県では、農泊の推進に向け、大手宿泊予約サイト内に 特集ページを期間限定で開設するなど、これまで造成し てきた青森ならではの魅力的な体験メニューのほか、農 林漁家民宿等について、各種情報発信を行っています。

また、旅行会社等への誘客活動の強化や実践者の受入 れスキル向上に向けた研修会の開催などに取り組んでい ます。

6 鳥獣保護管理及び狩猟

(1) 鳥獣保護管理等の現状

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を維持していく上で必要不可欠な役割を果たしています。一方で、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣による生活環境、農林業及び生態系に係る被害の拡大が懸念されています。

そのため、第13次鳥獣保護管理事業計画(令和4年度~令和8年度)に基づき、鳥獣保護区等の指定、生息数が増加している鳥獣の適正な管理及び狩猟の取締り等を進めています。

(2) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の生息、繁殖に必要な施設を設けて鳥獣の保護と繁殖を図るために鳥獣保護区を指定していますが、令和5年度末現在、国指定の保護区が5か所60,679ha、県指定の保護区が83か所71,615haとなっています。また、保護区内で鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区を特別保護地区として指定しており、令和5年度末現在で11か所、22,207haとなっています(表2-4-6)。

[資料:表2-4-6~表2-4-10県自然保護課]

表 2 - 4 - 6 鳥獣保護区等一覧

(令和6年3月31日現在)

	区分		\$/£	総数				目 的		12 d	ţ	る	<u>X</u>	分		
			小心	· 女人	森林鳥獣		大規	規模生息	希	少鳥獣	身近な鳥獣		集団渡来地		集団繁殖地	
	-),	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
			数	ha	数	ha	数	ha	数	ha	数数	ha	数	ha	数	ha
国	指	定	5	60, 679			2	50, 301	2	5, 651			1	4, 727		
	特別保護	隻地区	3	20,656			1	19, 366	2	1, 290						
県	指	定	83	71, 615	53	51, 083			3	941	18	7, 119	8	8, 952	1	3, 520
	特別保護	雙地区	8	1, 551	6	1,539					1	10			1	2
計	鳥獣保	護区	88	132, 294	53	51, 083	2	50, 301	5	6, 592	18	7, 719	9	13, 679	1	3, 520
βT	特別保護	雙地区	11	22, 207	6	1, 539	1	19, 366	2	1, 290	1	10			1	2

② 休 猟 区

一般狩猟において、一定の期間(3年以内)鳥獣の捕獲を禁止することにより狩猟鳥獣の増殖を図る方策として休猟区を指定しており、令和5年度末現在9か所、16,838haとなっています(表2-4-7)。

表2-4-7 休猟区の指定状況

設定年度	箇所	面積(ha)
令和3年度	9	16, 838
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
計	9	16, 838

③ 特定猟具使用禁止区域(銃)

銃猟による危険防止のため、学校所在地、農林漁業が恒常的に行われる場所、行楽等で多くの人が集まる場所等の周辺を対象に特定猟具使用禁止区域(銃)を指定しており、令和5年度末現在で64か所、26,987haとなっています。

④ 鉛散弾規制地域

鉛散弾による水鳥の中毒事故の防止を図る目的で、鉛散弾を使用する方法による狩猟鳥獣の捕獲を禁止する地域として、小川原湖鉛散弾規制地域を指定しています。

(3) 適正な狩猟行為の確保等

① 狩猟者登録証等交付

令和5年度末における狩猟免状及び狩猟者登録証 交付の状況は、表2-4-8のとおり、それぞれ 1,888人及び1,172人です。

表 2 - 4 - 8 狩猟免状交付状況等

ア. 狩猟免状交付状況

(令和5年度末有効件数)

(単位:人)

網	わな	第1種銃猟	第2種銃猟	計
109	643	1, 123	13	1,888

イ. 令和5年度狩猟者登録証交付状況

(単位:人)

		`	1 12 . / 4/
県内・外の別 免状の種類	県内者	県外者	計
網	14	0	14
わな	256	0	256
第1種銃猟	871	10	881
第2種銃猟	21	0	21
計	1, 162	10	1, 172

② 鳥 獣 捕 獲

令和5年度における狩猟者登録を受けた者による鳥獣の捕獲状況は、鳥類4,761羽、獣類443頭です(表2 -4-9)。

表2-4-9 狩猟者登録を受けた者による鳥獣 捕獲状況(有害鳥獣捕獲を除く)

(単位:羽)

年度別 鳥類	R元	2	3	4	5
オスキジ	1, 283	1, 185	1, 144	929	946
オスヤマドリ	809	533	590	450	650
カモ類	4, 599	3, 643	3, 433	2, 954	2, 756
キジバト	48	67	35	26	27
シギ類	0	2	3	2	1
ヒヨドリ	253	198	129	164	222
スズメ類	54	42	22	61	23
ムクドリ	6	2	2	5	0
カラス類	246	119	96	158	133
その他	1	2	3	4	3
合計	7, 299	5, 793	5, 457	4, 753	4, 761

(単位:頭)

年度別	R元	2	3	4	5
ツキノワグマ	18	7	10	13	14
キツネ	30	32	27	21	16
タヌキ	69	52	33	50	67
アナグマ	6	0	6	3	2
テン	25	12	15	4	5
ニホンジカ	37	52	81	64	125
イノシシ	3	11	6	26	94
ノウサギ	494	332	215	193	103
その他	16	14	13	33	17
合計	698	512	406	407	443

③ 狩猟事故防止対策

令和5年度は、狩猟事故の防止のために違反行為 の取締りを実施したほか、狩猟免許試験等を実施し ました。

なお、このほか鳥獣保護区の巡視等を行うため鳥 獣保護管理員56名を配置しました。

(4) 下北半島ニホンザルの保護管理対策

下北半島のニホンザルは、世界最北限に生息するサルとして国の天然記念物に指定されていますが、近年、生息数の増加や生息域の拡大が進み、人的被害及び農作物被害を引き起こし、地域住民との軋轢が生じています。

このため、県は、人とサルの棲み分けと共生を目的として、平成15年度に下北半島ニホンザルの特定鳥獣保護管理計画、平成19年度には第2次計画、平成23年度には第3次計画(平成27年5月から第1次第二種特定鳥獣管理計画へ移行)、平成28年度には第2次計画、令和3年度には第3次計画を策定し、市町村が実施する捕獲作業の推進に向けたモニタリング調査などを実施しています。

(5) ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマは本州と四国で最大の陸上哺乳類で、 近年は四国を除いた全ての地域で生息分布が拡大して いると考えられています。

令和5年は県内での出没件数及び人的被害が過去最 多となり、農作物被害も増加しました。

このため、令和6年度にツキノワグマの生息状況調査を実施するとともに、被害防止に向けてクマ被害防止のためのリーフレット及びクマ出没状況を県のホームページに掲載するなど情報提供を行っています。

(6) カモシカの保護

カモシカは日本特有の動物で、北海道、中国を除く 全国各地方の山岳地帯に生息していますが、本県では 比較的低山地帯にも生息しています。

カモシカは、かつて日本の狩猟獣として代表的なものであったため、一時は絶滅寸前の状態となりました。これを保護するため昭和9年5月に天然記念物に、さらに昭和30年2月に特別天然記念物に指定されています。

本県では、下北半島及び北奥羽山系の2つの保護地域が設定されており、生息状況等の調査を毎年実施しています。

(7) ニホンジカの管理対策

ニホンジカは全国で生息数を増加させており、各地で甚大な被害を引き起こしています。

本県では1900年頃まで生息し、その後一度絶滅しましたが、近年目撃が増加していることから、平成29年度に第二種特定鳥獣管理計画(第1次ニホンジカ)、令和3年度には第2次計画を策定し、捕獲等事業、各種モニタリング調査、狩猟者育成研修などを行っています。

(8) イノシシの管理対策

イノシシは全国で生息数を増加させており、各地で 甚大な被害を引き起こしています。

本県では1880年頃に絶滅したとされていましたが、近年目撃が増加していることから、令和4年度に第二種特定鳥獣管理計画(第1次イノシシ)を策定し、令和5年度から捕獲等事業、各種モニタリング調査、狩猟者育成研修などを行っています。

(9) 鳥インフルエンザ対策

野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、 対応マニュアルに基づき、野鳥の調査を行っていま す。主な調査内容として、死亡野鳥調査、鳥類生息状 況調査を実施しています。令和5年度は該当事例があ りませんでした。

(10) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業に被害を与える鳥獣の捕獲については、 農作物等の被害の状況などを見て、捕獲の数、方法、 期間等が適切となるように配慮しつつ許可を与えるな どの指導をしています。

令和 5 年度の有害鳥獣捕獲による鳥獣捕獲数は、鳥類5, 169 羽、獣類1, 806 頭です(表 2-4-10)。

表 2 - 4 - 10 令和 5 年度有害鳥獣捕獲状況

鳥類		獣類	
種類	捕獲数(羽)	種類	捕獲数(頭)
カラス類	2,207	アナグマ	97
カルガモ	371	アライグマ	195
カワウ	116	イノシシ	52
キジバト	82	キツネ	22
スズメ	22	タヌキ	68
ダイサギ	23	ツキノワグマ	631
ドバト	93	ニホンザル	523
トビ	22	ニホンジカ	54
ハシブトガラス	1,765	ニホンノウサギ	16
ハシボソガラス	150	ハクビシン	148
マガモ	17		
ムクドリ	15		
その他	286		
計	5,169	計	1,806

(11) 鳥獣関係施設

県内における野生鳥獣の関係施設としては、傷病鳥獣を保護収容する県鳥獣保護センターが平内町にあります(資料編35)。

(12) 鳥獣関係天然記念物

県内における野生鳥獣について、特別天然記念物・天 然記念物としてその種と生息地を指定しているものは、 国の指定が12、県の指定が4あります(資料編表36)。

(13) 鳥獣関係調査

毎年1月に全国一斉に実施されるガンカモ科鳥類の 生息調査にあわせて、その個体数について調査を行っ ています。

(14) 仏沼のラムサール条約登録

ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」で、1975年12月21日に発効したものです。この条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、我が国では、1980年6月17日に北海道の釧路湿原が最初に登録され、現在では、三沢市の仏沼を含めて53か所が登録されています。

仏沼は、オオセッカをはじめ絶滅危惧種の野生鳥類が多数生息していることから、平成17年9月1日には国指定鳥獣保護区に、更にオオセッカの生息に重要な地域は特別保護地区に指定され、生息地の保全が図られています。平成17年11月8日には、ウガンダのカンパラで開催されたラムサール条約第9回締約国会議において、ラムサール条約の登録湿地に指定されました。

7 希少野生生物の保護

(1) 「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック」選定種の見直し

本県の豊かな自然環境の状況を示す指標である希少野生生物の現状を把握するとともに、種の希少性や保護の重要性についての普及啓発を図るために、平成12年3月に発行した「青森県の希少な野生生物ー青森県レッドデータブックー」に掲載された選定種について、新規選定種の追加やランクの見直しを行い、その結果を「青森県の希少な野生生物ー青森県レッドデータブック(2020年版)ー」として取りまとめ令和2年3月に発行しました。

(2) 外来生物対策

近年、国内各地において外来生物の侵入・定着が顕著になっていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(通称:外来生物法)」が平成17年6月1日から施行されています。

こうした状況から、県は、本県における外来生物の 侵入・定着状況を、平成16年度及び平成17年度の2年 間で調査し、平成18年3月に公表しました。

第3節 生活を支える健全な水循環の確保

1 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び 創造に関する条例

本県では、地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体のものとして保全し、創造するため、平成13年12月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、森林、河川及び海岸を農林水産業の生産 活動や人の生活と結び付いて地域文化を形成する基盤と して位置付け、これを「ふるさとの森と川と海」として 一体的に保全、創造しようとするものです。

このため、ふるさとの森と川と海がすべての人の参加の下にできる限り自然の状態で維持されることを基本とし、総合的に施策を推進します(図2-4-3)。

図2-4-3 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の体系

基本思想

ふるさとの森と川と海が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化を形成していることにかんがみ、これを一体的に保全し、及び創造すること。

前文

第1章 総則

目的(第1条)

本県の森林、河川及び海岸(以下「ふるさとの森と川と海」という。)が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化を形成していることにかんがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する県、県民及び事業者の責務を明らかにし、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する措置について必要な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

県の責務(第2条)

総合的かつ広域的な施 策の策定及び実施

県民及び事業者の責務(第3条・第4条)

ふるさとの森と川と海の保全及び創造への取組の努力、 県が実施する施策への協力の努力

第2章 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針(第5条)

すべての者の参加の下にふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 基本構想
- ② 保全地域に関する基本的な事項
- ③ その他重要事項

第3章 ふるさとの森と川と海保全地域

保全地域の指定(第6条) 保全計画(第7条) 特定行為の届出(第8条) 特定行為に係る指導等(第9条) 無届特定行為者に係る措置(第10条)

第4章 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する施策 (第11条) 啓発 (第12条) ふるさと環境守人 (第13条) 民間団体等の自発的な活動の促進 (第14条) 市町村への支援 (第15条) 財政上の措置 (第16条)

第5章 雑則

国への要請等(第17条) 施行事項(第18条)

資料:県河川砂防課

条例では「保全」と「創造」を次のように位置付けています。

「保全」: 現存するふるさとの森と川と海の自然を適正に 維持することです。

> また、適切に手を加えることによって自然の 状態が維持されることもあるため、人為的に破 壊され、又は自然災害により損傷を受けたふる さとの森と川と海の修復等の維持管理行為を含 むものです。

「創造」: ふるさとの森と川と海をより豊かにし、より豊かに感じられるように積極的に整備することです。ただし、元々そこにない状態を創り出すことではなく、過去を考察しながら本来あるべき姿に再生するなど現在のふるさとの森と川と海をより良い新たな状態にすることです。

条例に係る主な施策は次のとおりです。

◆保全地域の指定及び保全計画の策定

自然環境がすぐれた状態を維持している森林、河川 及び海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域と して指定します。

当該区域では、特定行為を届出してもらい、指導等 により保全上適切な方向への指導を図ります。

また、保全地域の保全を一層促進するために保全計画を策定します。

- ◆森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進
 - ◇森林の適正な維持・管理を推進します。
 - ・ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽
 - ・森林の適正な間伐や保育の推進
 - ・保安林の指定の推進
 - ◇自然豊かな川づくりや海岸づくりを推進します。
 - ・地域の環境特性に配慮した多自然川づくりや海岸 づくりを実施
 - 自然再生事業への取組
 - ◇人と自然との豊かなふれあいの確保を図ります。
 - ・特に次世代を担う子どもたちが自然とふれあい、 遊び、体験ができる場の創出

◆啓発

森と川と海のつながりや人の生活との関わり等への 関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用 の資料の提供などを行います。

◆ふるさと環境守人の委嘱

ふるさと環境守人による巡視・啓発活動を実施しま す。

◆民間団体等の活動を促進

県民、NPO法人その他の民間団体等の活動が促進

されるような措置を講じます。

県として上記施策を推進するとともに、次のとおり森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。

- ◇林野庁東北森林管理局青森分局、国土交通省東北地 方整備局及び水産庁増殖水産部と県の4者で「青森 県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する覚 書」を締結(平成14年9月)
- ◇北海道・北東北知事サミットで北東北3県が「ふる さとの森と川と海」を守るという共通理念に立って 連携して取り組むことで合意(平成14年8月)3県 が森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例 を整備し、取組を行っています。
- ◆ふるさとの森と川と海保全地域の指定及び保全に関する計画の公表
- ・大畑川流域(平成16年11月29日)
- ・五戸川流域(平成18年3月1日)
- ・奥入瀬川流域(平成18年8月23日)
- ・追良瀬川流域(平成18年10月25日)
- ・赤石川流域(平成19年1月26日)
- ・川内川流域(平成19年3月16日)
- ・高瀬川流域(平成19年10月26日)
- ・馬淵川流域(平成20年3月31日)
- ・新井田川流域(平成20年3月31日)
- ・岩木川流域(平成21年3月13日)

2 生態系に配慮した農業農村整備

水田は、メダカなどの淡水魚の産卵に適した流速、水深、水温を有するとともにプランクトンの発生により稚魚の餌場としての役割を果たしています。また、両生類や水棲昆虫など多くの生物が、水路のネットワークや水田農業特有の営みを活用して生息しています。また、ため池や農道周辺では希少な動物や植物の生息が確認されています。

農業農村整備事業は、このように多様な生物が生息する水路やため池、農道など農業用施設の整備を行う事業ですが、事業を実施する際には、農家を含む地域住民との合意形成を図りながら、環境との調和に配慮し、地域の動植物の生態を踏まえた事業計画を策定するなど、生系に配慮した整備を行うこととしています。

具体的な環境配慮の取組事例としては、次のようなも のがあります。

(1) 頭首工・水路

- ・魚道などの設置によって河川や水路の段差を解消 し、魚類の自由な移動経路を確保する。
- ・水路内に流れの緩やかな所をつくり、魚類の生息環境を確保する。
- ・護岸に魚巣ブロック、植生ブロック等を用い、魚 類、植物の生息環境を確保する。

(2) ため池

・ため池の貯水池内の工事の際、生息している希少な動植物を一時的に別な場所に移し、工事完了後に戻すなどの配慮を行う。

(3) 農道

・在来種による法面(道路脇の傾斜面)の緑化を行い、地域本来の植生の回復を図る。

3 全国水生生物調査

水生生物調査は、身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の普及啓発を図ることを目的に、昭和59年度から環境省及び国土交通省の事業として実施されています。県では、本調査への参加の周知や調査参加団体に対し、器具の貸出等の支援を行っています。

令和5年度は、5団体、約86人が調査に参加しました。

4 都市公園整備

都市公園は、文化的な都市環境を形成する上で不可 欠な都市空間として、活力ある長寿・福祉社会の形成、 都市のうるおい創出に資するとともに、自然とのふれあ い、コミュニティの形成、広域レクリエーション活動等多 様なニーズに対応する、住民生活に密着した施設です。

また、災害時には避難地・避難路・火災の延焼防止、ボランティア等の救護活動拠点、復旧・復興の拠点等の機能を発揮するなど、安全でゆとりのある生活に不可欠な施設でもあります。

現在、県では全国大会などの大規模なスポーツイベントやスポーツレクリエーションの拠点である、新青森県総合運動公園の整備を進めています。

5 多自然川づくり

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

また、「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等、河川管理におけるすべての行為が対象となっており、県内全域で実施されています。

6 港湾環境整備

港湾環境の向上を目指し、レクリエーションやイベント等幅広い交流活動の拠点として、また、災害時における避難場所や救援活動等の拠点として、広場、休憩施設、植栽、親水施設等を整備し、潤いと安らぎのあるウォーターフロントの形成を進めています。

青森港では海辺の環境再生や新たな賑わい空間の創出を目的とした人工海浜が令和3年7月に完成し、公募を経て決定した民間事業者による海浜の清掃や、自然体験、生物環境学習等、賑わいの創出や水生生物の豊かな海づくりにつながるイベントが開催されています。このような活動の成果として、人工海浜内にアマモ場が形成されています。

また、港湾における廃棄物の不法投棄防止対策や放置 艇対策のパトロール強化を図り、港とその周辺の景観を 守り、次世代に誇れる財産としての港の「環境づくり」 を進めています。

第4節 良好な景観の保全と創造

1 景観法及び青森県景観条例に基づく景観 形成の推進

本県では、平成8年4月1日に青森県景観条例を施行 し、景観に関する各種の施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的に、届出制度による規制誘導のほか景観や普及啓発等ソフト事業についても規定しています。

また、県では平成17年6月の景観法施行を受けて、平成18年3月に「青森県景観計画」を策定するとともに、景観条例を一部改正し、景観法と景観条例を一体的に運用する制度とし、平成18年4月1日から施行しています(図2-4-4)。

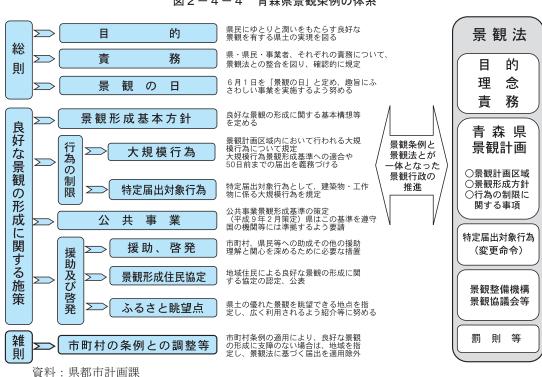


図2-4-4 青森県景観条例の体系

2 青森県景観形成審議会

青森県景観形成審議会は、知事の附属機関として平成 8年9月に設置され、青森県景観条例に規定する景観形成基本方針の策定等、県土の景観形成に関する重要事項 を調査審議してきました。

景観法の施行に伴い、景観行政と屋外広告物行政が密接な関連を有し、一体的な運用が求められるようになったことから、景観行政と屋外広告物行政の一体的な推進を図り、屋外広告物の規制を含む良好な景観の形成について総合的な審議を行うため、平成18年度に青森県景観形成審議会と青森県屋外広告物審議会を統合し、同年6月には統合後の初めての景観形成審議会を開催しました。

3 大規模行為届出制度

青森県景観条例では、景観形成に大きな影響を及ぼす おそれのある一定規模を超える建築物・工作物の建設、 土石の採取等の大規模行為について事前の届出を義務づ け、大規模行為景観形成基準との適合性について審査を 行っています。

平成17年度までは、基準に適合しない行為に対しては、「指導」、「勧告」、「公表」の3段階の措置を行うことができる制度でしたが、景観法によって平成18年度からは、基準に適合しない行為に対しては、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法に基づく変更命令を行うことができることとなりました。

令和5年度の大規模行為届出制度による届出件数は 231件でした。(権限委譲をしている19市町村を除く21 市町村)

4 公共事業景観形成基準

公共の道路、橋、建築物等は、大規模なものや地域の 景観の基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重 要な要素となっています。そこで、県が実施する公共事 業に係る景観形成のための基準として、「青森県公共事 業景観形成基準」を平成9年2月18日に策定し、景観形 成の先導的役割を果たすこととしています。

5 景観形成に関する普及啓発事業及び支援 事業

(1) 普及啓発事業

県民や事業者等の景観形成についての関心と理解を 深めるため、次の事業を実施しています。

① 景観学習教室

景観の専門家を講師として小学校等へ派遣する 「景観学習教室」を平成14年度から実施していま す。

② 環境色彩セミナー

県・市町村景観担当職員等を対象とする色彩に関する研修会を平成15年度から開催しています。

③ 「景観の日(6月1日)」を中心とする普及啓発 一般県民、事業者、市町村等への重点的な普及啓 発を図るため、「景観フォーラム」を開催していま す。また、積極的な景観形成に関する活動を推奨す るため、「ふるさとあおもり景観賞」を創設し、そ の表彰を行っています。

(2) 支援事業

景観アドバイザーの派遣 (技術的支援)

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家をアドバイザーとして派遣しています。

6 青森県景観計画

景観法に基づく制度へ移行するため、平成18年3月に、景観行政団体が景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」である「青森県景観計画」を策定しました。その概要は次のとおりです。

(1) 景観計画区域

これまでの大規模行為の届出制度を継続するため、 景観計画区域は県内の区域(景観行政団体である市町 村の区域を除く。)の全域としました。

- (2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 景観条例に基づいて策定した「青森県景観形成基本 方針」を基本的には維持しながら、基本目標等必要事 項を定めました。
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 景観条例に基づく「大規模行為届出制度」と同様としました。

(4) 必須事項以外の事項

屋外広告物の規制に関する事項等必須事項以外の事項については、今後必要に応じて措置することとしました。

第5節 歴史・文化の価値や魅力に対する理解の醸成と活用の促進

1 歴史的・文化的環境の保全・創造の必要性

近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化 に伴い、生活環境に「潤い」や「やすらぎ」などの精神 的な豊かさが求められてきています。このような観点に 立って、快適な環境を創造していくためには、公害防止 などの生活環境の保全や自然環境の保全だけでなく、身 近な水辺や緑、美しい街並みや歴史的雰囲気と調和した 環境の保全・創造を図っていくことが必要です。

豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、文化財などがバランスよく備わった良好な環境づくりは、人間性豊かな生活と、地域の活性化を推進していく基盤ともなるものであり、また、健康の維持・増進、精神のリフレッシュあるいは子どもたちの健やかな成長にも欠かすことのできないものと考えられます。

2 歴史的・文化的環境の要素

歴史的・文化的環境を構成する要素は、自然景観、都 市景観、身近な水辺と緑、文化財等広い分野にわたって います。

これら各要素について見ると、自然景観については、 国立公園、国定公園など、自然公園法等の法令によって 指定・保全されているものだけでなく、地域のシンボル となっている山や川、海の景観など、身近な自然が創り 出す景観も含まれます。

また、文化財についても、文化財保護法等の法令に よって、重要有形、無形文化財等や埋蔵文化財包蔵地に 限らず、各地域の成り立ちや歴史を現す集落・町並み、 祭り、民俗芸能等も指定・登録されています。

近年はこのように、保護等に関して法令上指定・登録 されていない身近なものも含めて保全していくことが求 められてきています。

3 歴史的・文化的環境の保全・創造の方向性

自然景観や我々の先祖が創り出し、伝承されてきた文化は、我々の生活環境の一部を形成する、地域に根ざした貴重な財産ですが、経済発展や生活様式の変化に伴い、中にはその価値が忘れ去られていく傾向にあるものもあります。中でも、保護・保全の体制が整備されていない身近な自然や文化については、その傾向が顕著です。こうした身近な郷土の自然や文化について重要性を再認

識し、これらに関する適切な保全・活用を考えていく必要があります。

また、良好な景観づくりをはじめとして、環境に対する人々の要求も多様化してきており、環境創造の観点から、地域の歴史や文化的特色を生かすとともに、新たな時代感覚をも取り入れ、積極的に都市空間や町並み空間、更には田園景観の創造を図っていくことが重要です。

人々の多様なニーズを踏まえながら、地域の自然や文 化と身近な緑や快適性等が調和した、個性的で潤いのあ る環境の創造を図っていくことが必要となっています。

4 縄文遺跡群の保存と活用

特別史跡三内丸山遺跡をはじめとする「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、採集・漁労・狩猟により1万年以上にわたり営まれた農耕以前の人々の暮らしや精神文化を今に伝える貴重な文化遺産であり、2021年7月27日に世界文化遺産に登録されました。県では、北海道、岩手県、秋田県等関係自治体と連携し、縄文遺跡群を世界遺産として守り、未来へ伝えていくための取組を進めています。

県内においては、縄文遺跡群を構成する各遺跡の保存及びその周辺の保全、経過観察に取組むとともに、「縄文"体感"世界遺産講座」や「縄文おでかけスタンプラリー」の開催等に加え、2024年4月26日には「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち県内に所在する8つの構成資産の情報発信拠点として「あおもり縄文ステーションじょもじょも」を開設し、縄文遺跡群の価値や魅力の発信、遺跡への来訪動機を喚起する機会を創出しています。また、関係団体と連携し、マスメディアやインターネットを活用した情報発信を行うなど、価値の伝達と保護意識の醸成に向けたプロモーション活動も併せて展開しています。

今後も、地域住民や関係団体との連携・協力のもと、 縄文遺跡群の保存・活用、受入態勢の更なる充実等の取 組を進めていくこととしています。

5 伝統工芸品産業の振興

青森県には、歴史と風土に培われ、県民の生活の中で 育み受け継がれてきた伝統工芸品が数多くあります。

県では、工芸品の製造に携わる方々の意欲の向上及び 工芸品産業の育成・振興を図ることを目的として「青森 県伝統工芸品」指定制度を設けているほか、この「青森 県伝統工芸品」の製造に従事している者のうち、高度な 技術・技法を保持している方々を「青森県伝統工芸士」 として認定しています。

これらの施策を通し、青森県の伝統工芸品の価値と魅力を高めるとともに、作り手の意識高揚と次世代への技術継承を促進し、伝統工芸品産業の振興に努めていくこととしています。

6 青森県史の編さん

県では、県民の郷土に対する理解と愛着を深め、貴重な歴史資料を県民共有の財産として永く後世に伝えるため、青森県史編さん事業を実施し、平成29年度までに全36巻の刊行を終了しました。

今後は、デジタルアーカイブスの運用などを通して、 青森県史の普及とともに、編さんの過程で収集した膨大 な資料を未来に伝え、地域づくりや観光、防災など様々 な分野での利活用を図っていくこととしています。